

2013年5月20日

株式会社 地域経済研究所

代表取締役社長 清野 寛

顧問弁護士である坂井先生をお招きし、第1回コンプライアンス研修を実施**テーマ「企業不祥事の発生防止策」について**

株式会社地域経済研究所は、この度、コンプライアンスに関する相談体制を強化致しました。元検事であり企業不祥事防止等にも経験が豊富な至誠総合法律事務所の坂井慶弁護士を弊社の顧問弁護士として迎え、社内の役職員が直接顧問弁護士に相談できる体制を確立します。また、同弁護士によるコンプライアンス研修を定期的実施することで、コンプライアンスに関する知識と理解の定着を図ってまいります。社内においても、コンプライアンスオフィサーの設置により、防止対策の進捗管理を行ってまいります。

第1回研修の概要は次のとおりです。

【第1回コンプライアンス研修の概要】**1. 日常のルーティーンから不祥事は発生する**

普段当たり前と思っている事項に落とし穴がある。

(事例)

- ・ 契約書等の日付を空白にしておく場合があるが大丈夫か。
→ 返ってきた契約書に日付がない場合は、最低限こちらで書き入れておく。
- ・ 契約を締結した時に、2部押印して提出するが、相手側から押印済の契約書が返ってこない場合がある。
→ 本来返ってくるもの。契約書の返送を催促する等のアクションが必要。

2. 日常業務で留意すべき事項

- ・ 記録を残す → 議事録を残す。重要度に応じて録音も。
- ・ 証拠を残す → 文書でやり取りを行う。
- ・ 金銭のやり取りが必要な場合 → 振り込みベースで処理（証拠を残す）。

3. 私文書と公文書の違い

- ・ 公文書とは、公務員が作成した書類であり、公文書以外は私文書となる。
- ・ 私文書については、作成権限のない者が作成した場合は私文書偽造罪となるが、作成権限のあるものが虚偽の内容の文書を作成しても原則としては犯罪とはならない。
- ・ 公文書については、作成権限のない者が作成した場合は公文書偽造罪となり、作成権限のある者が内容虚偽文書を作成した場合虚偽公文書作成罪になる。

以上